

## [用語]の基礎の基礎

当ホームページ内にでてくる専門用語等で、解説をしていない用語や何度もでてくる用語等について簡単に説明しております。

当ホームページの「基礎の基礎」の各ページを読まれるにあたりましては、まず、このページを印刷されて、各ページをお読みいただく際のご参考にしていただければと存じます。

なお、ここでの説明につきましては、法律用語辞典等を参考にしたものではありませんが、法律を全くご存じないとおっしゃられる方にも分りやすいようにと、専門的表現や難しい表現については、分りやすい表現に変更したり、一部を省略したりしています。

そのため、この用語集は、ここで説明しているように理解をしていただければ、当ホームページを読んでいただくに当たり、その単語の理解としては間違っていないという程度の説明に過ぎません。ここに説明した内容では、例えば、資格試験等の解答としては不十分な場合がございますし、場合によっては、より正確な定義なり内容やもっと詳しい内容が必要となる場合がありますことを、予めご了解の上、ご利用下さい。

この用語集は、あくまで、当ホームページをお読みいただく場合の参考としての用語集に限ってご利用いただきますよう、あらかじめご了解の上で、ご利用いただきますよう、お願い致します。

法律上の正確な定義やもっと詳しい内容が必要な場合には、法律用語辞典等をご参照の上、改めてご確認下さいますよう、お願い致します。

## 目 次

### あ行

遺産分割協議【いさんぶんかつきょうぎ】  
意思【いし】  
意思表示【いしひょうじ】  
遺贈【いぞう】  
一身専属【いっしんせんぞく】  
一般財団法人【いっぱんざいだんほうじん】  
委任【いにん】  
遺留分【いりゅうぶん】

### か行

解除【かいじょ】  
管轄【かんかつ】  
慣習【かんしゅう】  
期限【きげん】  
基礎控除【きそこうじょ】  
求償【きゅうしょう】  
共有【きょうゆう】  
寄与分【きよぶん】  
クーリング・オフ【くーりんぐ・おふ】  
契印【けいいん】  
欠格事由【けっかくじゅう】  
検認の手続【けんにんのでつづき】  
原本【げんぽん】

### さ行

債権【さいけん】  
債権者【さいけんしゃ】  
催告【さいこく】  
祭祀の承継【さいしのしょうけい】  
再代襲相続【さいだいしゅうそうぞく】  
債務【さいむ】  
債務者【さいむしゃ】  
死因贈与契約【しいんぞうよけいやく】  
時効【じこう】

受遺者【じゆいしゃ】  
事由【じゆう】  
熟慮期間【じゆくりよきかん】  
承継【しょうけい】  
条件【じょうけん】  
職権【しょっけん】  
信義側【しんぎそく】  
信託【しんたく】  
推定する【すいていする】  
推定相続人【すいていそうぞくにん】  
清算・精算【せいさん】  
正本【せいほん】  
善管注意義務【ぜんかんちゆういぎむ】  
相続人【そうぞくにん】

## た行

代襲相続【だいしゅうそうぞく】  
担保【たんぽ】  
調停【ちやうてい】  
直系血族【ちよっけいけつぞく】  
直系尊属【ちよっけいそんぞく】  
直系卑属【ちよっけいひぞく】  
撤回【てっかい】  
追認【ついにん】  
登記事項証明書【とうきじこうしょうめいしょ】  
同時死亡の推定【どうじしぼうのすいてい】  
謄本【とうほん】  
特別受益【とくべつじゆえき】  
特別代理人【とくべつだいにん】  
取消し・取消す【とりけし・とりけす】

## な行

内縁【ないえん】  
認証【にんしょう】

## は行

配偶者【はいぐうしゃ】

判例【はんれい】  
被相続人【ひそうぞくにん】  
附款【ふかん】  
付言事項【ふげんじこう】  
不在者財産管理人【ふざいしゃざいさんかんりにん】  
負担【ふたん】  
扶養【ふよう】  
法人【ほうじん】  
法定相続人【ほうていそうぞくにん】  
法律行為【ほうりつこうい】  
法律効果【ほうりつこうか】  
保証債務【ほしょうさいむ】

## ま行

看做す【みなす】  
無効【むこう】

## や行

有価証券【ゆうかしょうけん】  
有効【ゆうこう】  
要件【ようけん】

## ら行

利益相反行為【りえきそうはんこうい】  
利害関係人【りがいかんけいにん】  
履行【りこう】

## わ行

和解【わかい】

## 解 説

### あ行

#### 遺産分割協議【いさんぶんかつきょうぎ】

相続財産が共有となっている場合に、その相続財産を各々の相続人の単独の財産に分けるために話し合いをすることです。

#### 意思【いし】

法律上定められている権利や義務の発生を希望する気持ちのことだと思って下さい。当ホームページを読んでいただくにあたっては、単に自分の思いや気持ち、考え方と誤っていただいて構いません。

#### 意思表示【いしひょうじ】

法律上認められた権利等の効果が発生することを希望して、自分の意思を外部に表すことです。

#### 遺贈【いぞう】

遺言によって、遺言をする方の財産の全部または一部を無償で他の方に譲り渡すことをいいます。遺贈には、条件や期限、負担を付けることができます。

又、遺贈は単独行為といって、遺贈をする方が自分だけであることができるものですので、取消（撤回）や変更は自由にできることとなります。

#### 一身専属【いっしんせんぞく】

ある特定の方だけが、権利を行使したり、義務を負ったりすることで、相続の対象にはならない権利や義務であると思って下さい。

例えば、生活保護を受ける権利は、その方だけが持っている権利ですので、相続人が引き続いて生活保護を受けることはできません。

逆に、画家が絵を描くことや音楽家が演奏すること等は、画家や音楽家の相続人が同じことができるものではありませんので、このようなことも相続人が引き継ぐものにはなりません。もっとも、契約等によって、その内容が実現できなかった場合には損害賠償責任を負うことになっていた場合には、損害賠償金を支払うことは単純な金銭の支払になりますので、相続の対象となる場合があることには注意が必要です。

#### 一般財団法人【いっばんざいだんほうじん】

ある特定の目的のために出された財産を管理、運営するための法人のことを、財団法人といいますが、現在は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定めによって定められた財団法人のことをこういいます。

#### 委任【いにん】

当事者の一方が他方に事務処理を委託（依頼）し、他方がこれを承諾することで成立する契約のことをいいます。民法では、法律行為以外の事務を委託する場

合には、これを準委任契約と違って区別していますが、法律上も同様に扱われますので、一般的には、同じことと思ってもらって構いません。委任契約においては、依頼する側を委任者、受ける側を受任者と呼びますが、通常は、委任者から受任者に対して、契約内容に応じた代理権を与えることとなります。又、受任者は善管注意義務を負うこととなりますし、委任契約は当事者の信頼関係が基礎となりますので、原則として、通常の委任契約においては、当事者はいつでも解約することが可能です。

### **遺留分【いりゅうぶん】**

相続人について、法律が最低限度相続できることを保証した相続分のことを遺留分というのだと思ってもらえばよいと思います。

つまり、遺言で全財産を誰か1人に相続させると定めていても、遺留分を有する相続人は、最低限、遺留分に当たる財産は、自分が取得することを主張できることとなります。

なお、遺留分が認められるのは、配偶者と直系卑属と直系尊属に限られ、兄弟姉妹には、遺留分は認められておりません。

## **か行**

### **解除【かいじょ】**

契約当事者の一方の意思表示によって、契約の効力を契約を結んだ時にさかのぼって消滅させ、契約が初めから存在しなかったのと同じような法律効果を生じさせることをいいます。契約が解除された場合には、その契約が元々なかったのと同じこととなりますので、解除の時点で契約の内容を実行していた場合には、原状回復（元通りに戻すことです。）義務が発生しますし、原状回復が出来ない場合には、損害賠償の責任を負うことになる場合があります。

### **管轄【かんかつ】**

当ホームページにおいては、裁判所に申立て等をする際に、どの裁判所が担当するかということだと思ってもらって構いません。場所的な担当に関するものとは内容に関するものがありますが、当ホームページの内容に関しては、基本的には自分又は被相続人が住んでいる地域にある家庭裁判所（又は支部）が担当することになると思っていたらよいと思います。

### **慣習【かんしゅう】**

ある地域や団体等において、一般の生活の中で繰り返して行われ、ある程度までその地域や団体等に属する方の行動を拘束し、従わなければならないようになった事実上の決まりのことをいいます。

### **期限【きげん】**

法律行為の効力が発生したり消滅すること等を、将来起こることが確実な一定

の日時が来るまで制限する場合に、その日時のことをこういいます。

期限には、例えば、「本契約は、本年1月1日より効力を発する。」のように、始まる日を決める「始期」と、「本契約の有効期限は、本年12月末日までとする。」のように、終わる日を決める「終期」があり、又、「平成24年1月1日」のように、その日時が確実に決まっている「確定期限」と「次に雨が降った時」、「私が死亡した時」のように、来ることは確実であるが、いつ来るかが決まっていない「不確定期限」というものがあることは、ご理解いただいているとよいかと思えます。

なお、例えば「私が70歳になったとき」というのは、必ず70歳の誕生日を迎えるという意味では「期限」ですが、70歳まで生きていくかどうか分からないという意味では「条件」と見ることもできます。一般的に、そこまで厳密に理解して使い分ける必要はありませんが、そのように微妙な部分もあるということは、ご理解しておいて下さい。

### **基礎控除【きそこうじょ】**

各種の税金の税額を計算するに当たって、必ず一定の金額を差し引きすることができる制度のことです。

例えば、贈与税に関しては年間110万円、相続税については5000万円＋法定相続人の数×1000万円が基礎控除額と定められていますので、これ以下の贈与や相続には、税金を課せられないということになります。

なお、法律の改正によって、上記基礎控除額が変更される可能性があることには注意が必要です。

### **求償【きゅうしょう】**

他人のために、代りに支払をした方が、その方に対して代りに支払った分の支払を求めることです。保証人が債務者に代って支払をした場合に、その分の支払を債務者に返してもらうように請求すること等が、これに当たります。

### **共有【きょうゆう】**

一つの物を数人で所有する状態をいいます。各々の共有者はその持分に応じて、その物全部を自由に使用することができます。

例えば、数人で資金を出し合って共同で購入・保管している物を、各々がその出資した金額の割合に応じた日数は、交代で自由に利用できるような状態（例えば、数人共同で購入した自動車を、出資した割合に応じた日数だけ、交代で使えるようにしている状態）とか、リゾートマンションの利用形態（同じ部屋を複数の方で出資して購入し、出資金の割合に応じて、1年のうちに自分の割当日数分については自由に利用できるような状態）をイメージしていただければ、分りやすいのではないかと思います。

### **寄与分【きよぶん】**

被相続人の財産の維持や増加に、特別の寄与（関りあい）をした相続人の取り

分のことをいいます。寄与分は、まずは相続人間の話し合いで、話し合いができないときは家庭裁判所の決定で定められることとなります。

### **クーリング・オフ【クーリング・おふ】**

頭を冷やすという意味の言葉ですが、通常は、訪問販売や電話勧誘販売等で商品を購入する等の契約をした場合に、頭を冷やして冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間内であれば無条件に契約を解除することができる制度のことをいいます。商品の購入等であれば、クーリング・オフができる旨の内容が書かれた契約書を受け取った日から数えて8日間は契約を解除することができます。なお、通信販売については、クーリング・オフの適用はなく、広告に返品ができない旨の内容が記載されていれば、契約解除はできません。又、個人事業者が事業用に商品購入等の契約をした場合も、クーリング・オフは適用されませんので、注意が必要です。

### **契印【けいいん】**

1つの書類が数枚の用紙からなる場合に、その内容が継続していることを確認するため、その綴り目や継ぎ目にかけて印を押すことをいいます。割印と言われることもあります。割印と契印とは、厳密に言うとは、その意味は微妙に違うのですが、通常使う場合には、同じ意味であると思っていただいて構わないと思います。

### **欠格事由【けっかくじゆう】**

ある地位に就くために、法律上、一定の資格を必要とされる場合に、その資格要件を欠いていることをいいます。当ホームページにおいては、後見人等になれない理由のことだと思ってもらって構いません。

### **検認の手続【けんにんのでつづき】**

当ホームページにおいては、公正証書遺言以外の遺言を、家庭裁判所において、検認手続の日に、このような内容の遺言書が存在したということを確認する手続であると思っていただいて構いません。

注意すべきことは、遺言の検認の手続では、そのような内容の遺言書が、遺言書検認の手続の日に確かに存在したことを確認するだけで、その内容が有効であるか無効であるかについてを確認するものではないということです。遺言書の内容が無効であることを主張するためには、別に裁判手続を取る必要があります。

### **原本【げんぽん】**

一定の事項を表示するために、確定的なものとして作成された文書と定義されています。具体的には、判決や公正証書等で裁判所や公証人によって作成され保存されているオリジナルの文書のことです。この原本から、正本や謄本が作成されることとなります。



## さ行

### 債権【さいけん】

特定の者（債権者といいます。）が、他の特定の者（債務者といいます。）に対して、一定の行為（給付＝主に引き渡すことです。）を請求することができる権利のことをいいます。

当ホームページにおいては、ある人に対して、お金を支払ってもらうように請求できる権利や、売買の買主が商品を売主に引き渡すように請求できる権利のことであると思っただけであればよいと思います。

### 債権者【さいけんしゃ】

上記で説明した債権における、請求ができる方のことです。

実際には、契約等では、当事者双方がその立場によっていずれも債権者になることもあるのですが（例えば、売買契約において、売買の対象物の引渡しについては、買主が債権者で、その物を引き渡せと請求できる立場なのですが、売買代金の支払については、売主が債権者となり、売買代金を支払えと請求できる立場になるということになります。）、当ホームページにおいては、何らかの請求ができる方のことを債権者と呼ぶのだと思っただけであればよいと思います。

### 催告【さいこく】

相手方に対して一定の行為をするように請求することをいいます。

法律上は、相手方が催告に応じない場合には、一定の法律効果が発生する点に意味があります。

当ホームページでは、成年被後見人が単独で行った行為について、追認するかどうかの催告をした場合に、催告した相手方によって、追認したこととみなすか取消したこととみなすかという法律効果が発生することが、その具体例となります。

### 祭祀の承継【さいしのしょうけい】

家系図、祭具（位牌、仏壇等）及び墓地、墓石等のように、祖先の祭りごとのために使用される用具を、引き継ぐことです。通常の相続とは別に、遺言による指定、慣習、家庭裁判所による指定の順番で、原則として相続人等の一人が全て引き継ぐこととなります。

### 再代襲相続【さいだいしゅうそうぞく】

例えば、孫が死亡しているがひ孫がいる場合等、代襲相続すべき方（例えば孫）が既に死亡しており、その方の直系卑属が存命の場合、更に代襲相続をすることをこういいます。孫以下の直系卑属には再代襲相続の制限はありませんが、おひめいの場合には、再代襲相続はしません。

### 債務【さいむ】

債権の反対で、特定の者（債務者といいます。）が、他の特定の者（債権者といいます。）に対して、一定の行為（給付＝主に引き渡すことです。）をしなければ

ばならない義務のことをいいます。

当ホームページにおいては、ある人に対して、お金を支払わなければならない義務や、売買の売主が商品を買主に引き渡さなければならない義務のことであると思っただけであればよいと思います。

### **債務者【さいむしゃ】**

上記で説明した債務における、義務を負う方のことです。

実際には、債権の項目でも説明した通り、契約等では、当事者双方がその立場によっていずれも債務者になることもあるのですが（例えば、売買契約において、売買の対象物の引渡しについては、売主が債務者で、その物を買主に引き渡さなければならない立場なのですが、売買代金の支払については、買主が債務者となり、売買代金を支払わなければならない立場になるということになります。）、当ホームページにおいては、何らかの支払や物を引渡す義務を負う方のことを債務者と呼ぶのだと思っただけであればよいと思います。

### **死因贈与契約【しいんぞうよけいやく】**

例えば、ある人が「自分が死んだら、この自動車をあなたにあげる。」と申し出て、申し出られた人が「そのときは、いただきます。」と承諾された場合に成立する契約のことです。

遺贈と同じように、ある方が死亡することを条件として、財産が処分されることとなりますが、遺贈は、遺贈をしたい方が勝手にすることができ、又、勝手に取消する（撤回する）ことができますが、死因贈与契約の場合は、当事者間で合意した契約になりますので、特に書面で行った死因贈与契約については、原則として、勝手に取消等ができなくなることとなります。

### **時効【じこう】**

ある事実上の状態が一定期間継続した場合に、真実の権利関係がどうであっても、その事実関係が継続してきたことを尊重し、これに法律効果を与え、権利の取得または消滅の効果を生じさせる制度のことをいいます。

具体的には、一定の期間、他人の物を自分の物として持っている（もちろん、盗んだりした場合は該当しません。）方に、その物の所有権を与える取得時効と、権利を一定の期間、行使しない状態が続いた場合にその権利が消滅する消滅時効があります。

但し、取得時効、消滅時効とも、一定の期間が経過したことをもって、自動的に権利を取得したり、権利が消滅するものではなく、時効を主張できる方が、時効によって権利を取得したり権利が消滅したということを主張（「時効を援用する」といいます。）しなければ認められません。

### **受遺者【じゅいしゃ】**

遺言によって、遺贈を受ける者として指定された方をいいます。

## 事由【じゆう】

理由や原因となる事実のことをいいます。理由と読み替えてもらって構いません。

## 熟慮期間【じゅくりよきかん】

相続開始後に、その相続を承認するか、限定承認するか、放棄するかを決めるための期間のことをこういいます。原則としては、相続開始後3ヶ月間がその期間と定められています。

## 承継【しょうけい】

法律の定めにより、ある人の権利や義務を別の人が受け継ぐことをいいます。

## 条件【じょうけん】

法律行為の効力が発生したり消滅すること等を、将来起こるかどうかが不確実な事実の発生をもって決定するように制限をつける場合に、その将来起こるかどうかが不確実な事実のことをこういいます。

例えば、「結婚したら自宅をあげる。」とか「大学に入学したら自動車を買ってあげる。」、「今の仕事を辞めたら、自宅は返してもらおう。」等、「結婚」、「大学入学」、「仕事を辞める」等のように、将来起こるかどうかが現時点では分らない（不確実である）ことをもって、効力の発生や消滅を決めるものを条件というのだと思ってもらえばよいかと思います。

なお、条件には2種類あり、不確実な事実が起こった場合に効力が発生するものを、停止条件（条件の内容となる事実が起こるまで、効力発生を停止しているからそう言うのであると考えて下さい。）といい、不確実な事実が起こった場合に効力が消滅するものを、解除条件（条件の内容が起こったら、それまで有効であったものが解除されるからそう言うのであると考えて下さい。）といいますが、そういう2種類の条件があるのだという程度の理解をしていただければ充分かと思えます。

また、一般的に「条件」と言われる場合は、あること的前提になることという意味で使われることが多いと思いますが、法律上そのような場合には「要件」という表現を使いますので、注意が必要です。

## 職権【しょっけん】

当ホームページにおいては、裁判所に申立て等をしていなくても、裁判所が自らの判断で一定の処分等を決めることをいうものだと思って下さい。

## 信義側【しんぎそく】

人の社会共同生活は、相互の信頼と誠実な行動によって円滑に営まれるべきであるとの考えに基づいて、権利義務という法律関係の履行についても、同様の行動を取ることを求める法理と解説されていて、「信義誠実の原則」とも呼ばれます。簡単に言うと、悪いことやずるいことをせずに、お互いの信頼を裏切らないように行動すべきであるということだと考えてもらうと分りやすいと思います。

## 信託【しんたく】

一定の目的に従って財産の管理又は処分をさせるために、第三者に財産を移転したり、その他の処分をすることをいいます。財産を譲り受けた第三者はその財産を信託した方の指定した目的に従って、忠実に管理、処分することを求められます。

信託は個人に対して依頼することも出来ませんが、実際には、信託銀行や信託会社等の信託業務を行う法人に依頼することがほとんどではないかと思われます。

## 推定する【すいていする】

ある事項が、不明確な場合や証明ができない場合に、それを一応明確なものとして取り扱い、その効果を生じさせることです。ですから、当事者の間で別の合意があったり、反対の証明（明確に違うことの証明）がなされた場合には、その事項はないものとして扱われる可能性が残ります。

これに対して、「みなす（看做す）」というのは、絶対的に効果があることを認めることで反対の証明があったとしても、その効果は否定されません。

## 推定相続人【すいていそうぞくにん】

被相続人が亡くなった場合には、相続ができる方のことをいいます。

内容は、相続人と同じものです。ただ、被相続人が存命中の相続人の呼び方であると思ってもらえばよいと思います。

## 清算・精算【せいさん】

清算は、金銭関係等を計算・整理して、その始末をつけることをいい、精算は金額を精密に計算して確定することをいいます。通常、和解をする場合等には、この和解の内容をもって紛争の始末をつけ、今後争わないという意味で、「清算」という言葉を使うことが多いです。

## 正本【せいほん】

実質的には謄本（コピー）の一種ですが、権限のある者が法令により原本に基づいて正本であるとして特に作成したもののことです。具体的には、公正証書や裁判所からの判決、審判等のコピーのうち、その後の色々な手続に使えるものとして作成されたものを特に正本というのだと思ってもらえばよいと思います。

## 善管注意義務【ぜんかんちゅういぎむ】

その人の職業や社会的地位等から考えて普通に要求される程度の注意のことをいい、善良な管理者の注意ともいいます。善管注意義務に反する場合には、民事上、過失（落ち度）があると判断され、損害賠償等の責任を負う可能性があります。

## 相続人【そうぞくにん】

ある人が亡くなった場合に、民法で、相続ができると定められている方のことをいいます。

具体的には、配偶者は常に、子供がいる場合には子供が第1順位の相続人とな

ります。子供がいない場合は直系尊属が第2順位の相続人となり、直系尊属もない場合には、兄弟姉妹が第3順位の相続人となります。

## た行

### 代襲相続【だいしゅうそうぞく】

推定相続人である子や兄弟姉妹が、相続の開始より前に死亡したとき、又は、相続欠格や相続廃除により、相続する権利を失ったとき、その推定相続人の子が、その人に代って相続することをいいます。

相続人が相続放棄をした場合には、その相続人は最初から相続人でなかったこととみなされますので、その相続人の子等に代襲相続は発生しません。

### 担保【たんぼ】

債務者の債務不履行（借金を支払っていない状態のことだと思っていただい構いません。）に備えて、債務の弁済を確保するために用意する手段のことです。

不動産等に抵当権を設定する等して、イザというときには、その物を処分してその代金から弁済に充てる場合を物的担保といい、債務者が支払をしないときは、保証人が代って支払うというようなその人の行為を要求する場合を人的担保といえます。

### 調停【ちょうてい】

当ホームページにおいては、裁判所で当事者同士が話し合いをすることで、紛争の解決を図ることであると理解してもらえばよいと思います。

裁判所でも話し合いができず、調停が成立しない場合には、審判といって、その裁判所で判決と同じように裁判官によって決められる場合と、調停が不成立となった上で、別に裁判所で訴訟を起こして改めて争うことになる場合とがあります。

### 直系血族【ちよっけいけつぞく】

ある方の祖先から子孫へと直通する血族のこと（いわゆる血の繋がった関係のことです。）をいい、祖父母、父母、子、孫がその例となります。

兄弟姉妹やおい、めい等については、直系血族から枝分かれした血族となり、傍系（ぼうけい）血族と呼ばれます。

### 直系尊属【ちよっけいそんぞく】

直系血族のなかで、自分より前の世代に属する方のことを総称して、こういいます。父母、祖父母、曾祖父母…がその例となります。

### 直系卑属【ちよっけいひぞく】

直系血族のなかで、自分より後の世代に属する方のことを総称して、こういいます。子、孫、ひ孫…がその例となります。

### 追認【ついにん】

一般的には、過去にさかのぼって認めることを意味します。

民法上は、取消すことができる行為を追認すれば、確定的に有効なものとなり、追認をした時以降は取消すことはできなくなります。後見の場合に、被後見人が単独で行った行為は後見人において取消すことができますが、後見人がその行為を追認することによって、確定的に有効になります。

また、本来、無効な行為は追認しても有効になることはありませんが、民法では、無効な行為を追認したときは無効な行為と同じ内容の新たな行為をしたものとみなすと定められています。具体的には、Aさん（男）がBさん（女）に無断で婚姻届を出したとしても、その婚姻届は無効ですが、後にBさんがその婚姻届を追認したときは、AB間の婚姻はAの婚姻届の時点にさかのぼって有効とみなされることとなります。

### **撤回【てっかい】**

意思表示をした方が、「撤回」を表明した時点より後については、その効果や効力を消滅させることをいいます。意味としては「取消し」と似ていますが、厳密に言えば、「取消し」は法律上、取消ができるための原因が定められ、その効果としては当初にさかのぼって、意思表示等の効果や効力がなかったものとされるのに対し、「撤回」は法律上の原因がなくても可能であり、また既になされている意思表示等の効果や効力は、「撤回」以降の将来に向かって無くなるに過ぎない点で違いがあります。

但し、法律上、「撤回」の意味で「取消し・取消す」という表現が使われていることも少なくありませんので、当ホームページでは「取消（撤回）」という表記をしている部分があります。そのような場合には、「撤回」という意味で、「取消」という表現をしているのだと思っていただいても構いません。

### **登記事項証明書【とうきじこうしょうめいしょ】**

不動産や法人等について、登記簿に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面のことです。以前は、登記簿謄本と呼ばれていましたが、現在、登記がコンピューター化されたことで、このように呼ばれるようになっていきます。

後見に関しても、後見開始後は後見登記がなされますので、同じように登記事項証明書が発行されます。

### **同時死亡の推定【どうじしぼうのすいてい】**

複数の親族である方が死亡した場合に、相続人において、これらの方の死亡の先後によって相続の割合が変わってくることになるため、争いが生じかねません。そこで、これらの方の死亡の先後が不明であるときには、これらの方が同時に死亡したと推定して、これらの方の間に相続は発生しないとすることです。但し、これは、あくまで「推定」ですので、明らかに死亡の先後（順番）が分るような証明がされれば、同時に死亡しなかったものとして扱われることとなります。

### **謄本【とうほん】**

文書の原本の内容をそのまま全部完全に謄写（コピー）した書面のことです。なお、公正証書や判決等について、その後の各種手続の際に相手方に呈示しなければならないものについては、特に正本として作成されたものを使用することになりますので、判決や公正証書の謄本で手続を進めることはできません。

#### **特別受益【とくべつじゅえき】**

複数の相続人のうち、遺贈を受けたり、婚姻費用や高等教育のための支出、不動産の贈与、相当額の財産の贈与等、婚姻や養子縁組のため、生計の助けとするために、特別に生前贈与を受けた方がいる場合に、その遺贈や生前贈与の金額のことをいいます。

特別受益を受けている方は、他の相続人より、余分に財産を受け取ることになりますので、それを考慮しなければ、他の相続人との間の公平を欠くことになることから、原則として特別受益分の金額を相続分の一部として受け取っているものとして計算されることになります。

#### **特別代理人【とくべつだいにん】**

利益相反行為等について、通常の代理人や代表者に代わって、その行為だけを代理するために、特に選任される代理人のことをいいます。

#### **取消し・取消す【とりけし・とりけす】**

意思表示や法律行為に瑕疵（「かし」と読みます。きず、欠陥、欠点があることで、意思表示をしたことに誤解があったり、本当はそのような意思がなかったりすること等をいいます。）があったことを理由にして、その効力を成立の当初にさかのぼって失わせることをいいます。具体的には、成年被後見人が単独で行った行為は取消すことができるとされています。そのため、取消しには取消原因が必要とされることになります。また、その法律行為は取り消されるまでは有効ですが、取り消されると最初から無効であったものとして、扱われます。

この点で、表明した時点以降について効果が無くなる「撤回」とは異なることになります。

但し、法律上も、「撤回」の意味で「取消し」という表現がなされていることもありますので、当ホームページでは「取消（撤回）」という表記をしている部分があります。そのような場合には、「撤回」という意味で、「取消」という表現をしているのだと思っていただいて構いません。

## **な行**

#### **内縁【ないえん】**

実質上は夫婦であるものの、婚姻届の提出をしていないため、法律上の夫婦関係が認められない男女関係のことをいいます。

現在、年金等の点では、内縁関係の夫婦間であっても、権利が認められること

も多くなっていますが、相続に関しては、内縁関係の夫婦間に権利が認められるものはほとんどありません。

### **認証【にんしょう】**

一定の行為又は文書の成立あるいはその記載が正当な手続によってなされたことを公の機関が確認、証明することをいいます。文書の謄本について、公の機関が原本に間違いのないことを証明したものを認証謄本といいます。ただ、当ホームページにおいては、公証人が文書を確認し、その内容等に間違いのないことを証明することであると思っただいて構いません。

## **は行**

### **配偶者【はいぐうしゃ】**

夫に対する妻、妻に対する夫のことです。なお、注意が必要なのは、特に相続に関して、法律で配偶者に認められる権利は、法律に定める婚姻届を提出している戸籍上の夫婦における配偶者に限られ、事実婚関係や内縁関係の夫婦における配偶者にはほとんど認められていないことです。

### **判例【はんれい】**

裁判所で、裁判官によって判断されて、言い渡された過去の判決のことだと思ったださい。重要になるのは、そのような判断がなされた理由の部分で、判決が出された後に同様の事案について判断する際の参考とされます。特に最高裁判所の判決については、それ以降に最高裁判所において反対の判断がなされる判決が出されるまでは、その後の同様の事案について判断する際の一般的な基準とされることとなります。

### **被相続人【ひそうぞくにん】**

相続をされる方のことで、相続される財産や権利の元々の所有者のことです。なお、現行の民法では、相続は死亡によって始まると定められていますので、実際には、被相続人はお亡くなりになられた方のこととなりますが、相続の話をするに当たって、その相続の対象となる方が存命中であると死亡後であるとを問わず、その方のことをこのように呼ぶのだと思ったださい。

### **附款【ふかん】**

条件、期限、負担のように、法律行為から通常生じる効果を制限するために、その法律行為の際に特に付加した制限のことを総称して、こういいます。

当ホームページにおいては、遺贈や贈与の際に制限をつけることであると思ったださい。そのような制限のついた遺贈や贈与を総称して、附款付遺贈、附款付贈与と呼ぶのだと思ったださい。

### **付言事項【ふげんじこう】**

遺言の中で、法的には効力は生じない事項のことです。遺言で効力を持つ事項



は法律で定められていますので、それ以外の内容のことをこのように呼びます。付言事項は、法的な効力が発生するものではありませんので、書いたからといって、書いた内容の通りになるように強制することはできませんが、遺言をされた方の思いの参考になるものとして、有益であるものとして扱われます。

### **不在者財産管理人【ふざいしゃざいさんかんにん】**

行方不明の方の財産を管理するために選任される代理人のことをいいます。遺産分割協議に当たって、行方不明の方がいる場合には、家庭裁判所に請求して、不在者財産管理人を選任してもらった上で、その方に遺産分割協議に参加してもらうこととなります。

### **負担【ふたん】**

義務や責任を負うことで、主に金銭の給付義務を伴う場合によく用いられます。

当ホームページでは、遺贈に受けるに当たって、遺贈を受ける代わりに金銭的な支出等を行わなければならないことであると思っただけであればよいと思います。

### **扶養【ふよう】**

自分の力だけでは生活ができないものに対する生活上の援助のことです。

当ホームページにおいては、親族関係において、高齢の父母や祖父母の生活の面倒をみることや、乳幼児を含めた未成年者の生活の面倒をみることと思っただけであればよいと思います。

### **法人【ほうじん】**

自然人（一般的な「人」のことをこういいます。）以外で、法律で人と同じように権利や義務を有することができるものと認められた団体のことです。一般的な会社等がこれに当たります。

### **法定相続人【ほうていそうぞくにん】**

法律で相続人になると定められている方のことをこういいます。

### **法律行為【ほうりつこうい】**

法律によって、行為する人の希望した通りの法律効果が認められる行為のことをいいます。

単に、法律に定められた行為のことであると思っただけであっても、概ね間違いではありません。

### **法律効果【ほうりつこうか】**

法律上の権利義務関係の変動（発生、変更、消滅）を生じさせることと定義されています。

例えば、売買契約が成立すれば、売主には売買の対象となった物を買主に引き渡す義務が、買主には売主に対して代金を支払う義務が発生するという法律効果が発生することになります。

簡単に言えば、法律に定められた行為をしたときに、発生する権利や義務のことと思っただけであればよいと思います。

## 保証債務【ほしょうさいむ】

債務者が債務を履行しない場合に、債務者に代わって履行することを約束した方が負担する債務のことです。保証債務を負う人のことを保証人といいます。

なお、保証人が弁済をしたときは、債務者に対して、肩代りをして支払った分の金額を自分に支払うように請求（求償といいます。）することができます。

## ま行

### 看做す【みなす】

ある事項とは性質の異なる別の事項を同一のものとして扱い、同一の効果を絶対的に生じさせることをいいます。ですから、「看做す」とされたことに対する反論はできないこととなります。一般的には「推定する」と同じように使われることがあります。法律上は、その効果が全く異なることとなります。例えば、失踪宣告がなされると、「その方は死亡されたものと看做す。」ことになり、たとえば、その方が生きていたことが分ったとしても（つまり、明らかに反対のことが証明されたこととなります。）、それだけでは失踪宣告の効力は無くなりません。死亡していなかったことにするためには、失踪宣告の取消という別の手続が必要となるのです。このように、「看做す」という表現は、反対の証明ができればその効果が無くなってしまいう「推定」より強い効果があることとなります。

なお、当ホームページでは、「看做す」は読みづらく、余り見かける表記ではないように思いますので、「みなす」と表現しております。

### 無効【むこう】

最初から、法律上の効果が発生しないことをいいます。無効な行為は、そもそもその効果が最初から発生していませんので、当事者から特に無効であることを主張しなくても当然に効果は発生しませんし、追認（後から認めること）したり、時間が経っても無効な行為が有効な行為に変わることは原則としてありません。

但し、複数の当事者全員の合意が効力発生要件とされているような行為については、一部の当事者だけでなされた行為は無効ですが、合意していなかった当事者全員が追認したときは、新たに同じ行為がなされたものとみなされて、無効な行為が行われた当初にさかのぼって有効となる場合があります。具体的には、夫となる方が、妻となる方に無断で単独で出された婚姻届は無効ですが、妻となる方がその婚姻届を追認すれば、当初より有効な婚姻届をされたものとみなされることとなります。

また、無効行為の転換といって、例えば、秘密証書遺言が、証人になれない方が証人となって作成されたため無効となっても、自筆証書遺言としては有効であるような場合に、その遺言は自筆証書遺言として扱われるというように、無効な行為が法律で定める他の要件を満たした場合に有効として扱われることがあります。

ます。

更に、時間の経過については、時効という制度があり、無効な売買契約で不動産を購入した方であっても、時効期間を経過すれば、その不動産の所有者であると主張できることとなりますので、無効な行為であっても、将来、権利を主張できることになる可能性があるということには注意が必要です。

## や行

### 有価証券【ゆうかしょうけん】

手形、小切手、株券、貨物引換証等の財産権を表している証券で、その権利の移転や行使をするためには、証券を呈示したり、引き渡したりすることが必要なものを総称して、こういいます。

但し、株券については、現在の法律では、発行しないことも認められていますので、株券の呈示や引渡しがなくとも権利の行使や移転ができる場合もあります。

### 有効【ゆうこう】

効力や効果があることをいいます。

### 要件【ようけん】

特定の法律上の資格や行為等に必要とされる前提条件のことであると定義されます。一般的には「条件」と表現されることが多いのではないかと思います。が、法律上、条件というのは別の意味になりますので、当ホームページにおいても、要件という表現を使用しています。ただ、分りづらいようでしたら、当ホームページを読んでいただく上では、条件と読み替えていただいても、構いません。

## ら行

### 利益相反行為【りえきそうはんこうい】

当事者の間で、利益が相反することになる内容の行為のことをいいます。

例えば、未成年者の親は通常その未成年者の親権者として代理人となりますが、相続に当たっては、子供と相続財産を取り合う立場となります。このような場合、親をそのまま未成年者の代理人として扱ってよいことになれば、子供のためと称して、親が子供の権利を勝手に侵害する可能性も否定できません。そこで、このような場合には、特別代理人という代理人を子供のために別に定めた上で、その特別代理人との間で遺産分割協議をしなければならないこととなります。

### 利害関係人【りがいかんけいにん】

直接の当事者ではないものの、法律上、当事者と同様の利害関係を有する人や、その当事者への判断や決定によって、自分が影響を受ける方のことをいいます。

例えば、ある方の債権者は、その方が死亡していれば、相続人に対して請求が

出来ることになり、その方の死亡に伴う相続に関しては利害関係を有するという  
こととなります。

### **履行【りこう】**

一般的には、一定の義務を実行することをいいます。法律上は、債務者等が債  
務の内容を実現すること（代金を支払う、商品を引渡す等です。）をこういま  
す。

当ホームページにおいては単純に実行することとさせていただいて構いませ  
ん。

## **わ行**

### **和解【わかい】**

紛争にある当事者が、お互いに譲歩して、その紛争を止めることを約束する契  
約のことをいいます。

裁判において和解する場合と裁判外で和解する場合があります。和解が成立し  
た後は、原則として、その原因となった紛争を蒸し返すことはできなくなります。